

# 第9期第1回

## 福祉のまちづくり推進会議

### 議 事 録

日 時：平成27年12月16日（水）午前10時開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 4・5号会議室

## 1. 開 会

○事務局（石原企画調整担当課長） 皆様、おはようございます。

定刻より若干早いですが、皆様おそろいですので、ただいまから、第9期第1回福祉のまちづくり推進会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、保健福祉局障がい保健福祉部企画調整担当課長で福祉のまちづくり推進会議事務局の石原と申します。どうぞよろしく願いいたします。

以下、座って進めさせていただきます。

### ◎開会挨拶

○事務局（石原企画調整担当課長） それでは、開会に当たりまして、嶋内障がい保健福祉部長からご挨拶を申し上げます。

○嶋内障がい保健福祉部長 皆様、おはようございます。

保健福祉局障がい保健福祉部長の嶋内と申します。

第9期第1回札幌市福祉のまちづくり推進会議の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、皆様、大変お忙しい中、札幌市福祉のまちづくり推進会議にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、皆様方におかれましては、快く当推進会議の委員をお引き受けいただき、重ねてお礼を申し上げます。

札幌市では、全ての市民の方が安心して快適に生活できるまちづくりを目指しまして、平成10年に札幌市福祉のまちづくり条例を制定いたしました。この会議では、この条例に基づく組織であり、市民の皆様、事業者の皆様と札幌市が協力して福祉のまちづくりを推進していくことを目的といたしております。

第1期の推進会議が平成11年に発足いたしましたので、本年で16年が経過いたしました。この会議では、これまでに子ども向けや一般の方向けの啓発冊子を作成したり、また、公共的施設のバリアフリーチェックシステムでは、歩道や公園、建築物の整備などにご意見をいただきまして、札幌市のバリアフリー施策を進めるに当たり、多大な貢献をいただいているところでございます。

本日の会議におきましては、第8期の推進会議で審議された内容なども踏まえて、今期の会議の方向性などをご議論していただきたいと考えております。

皆様方には、それぞれのお立場でさまざまな観点からのご意見をいただきまして、福祉のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

### ◎出席者自己紹介

○事務局（石原企画調整担当課長） それでは、ここで事務局職員を紹介させていただきます。

ます。

○事務局（織田事業計画担当係長） 障がい福祉課事業計画担当係長の織田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（小澤係員） 同じく、障がい福祉課の小澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（石原企画調整担当課長） 事務局は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様のうち、本日、所用のため欠席の連絡をいただいております方は、今委員、近藤委員、中ノ殿委員、東委員、吉田委員の5名でございます。

当会議の委員数は24名、現在出席されている委員の数は19名でございますので、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則第14条第3項の規定によりまして会議が成立しておりますことを報告させていただきます。

それでは、第9期の最初の会議でございますので、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。お席の順に浅香委員からお願いをいたします。

○浅香委員 札幌市身体障害者福祉協会の浅香と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○阿部委員 一般社団法人札幌青年会議所の理事を務めております阿部英介と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○石田委員 北海道科学大学の石田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○石橋委員 北海学園大学の石橋と申します。よろしくお願いいたします。

○小倉委員 札幌精神障害者家族連合会の小倉でございます。よろしくお願いいたします。

○越智委員 おはようございます。公募委員の越智と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○鎌内委員 同じく、公募委員の鎌内と申します。よろしくお願いいたします。

○小林委員 札幌市老人クラブ連合会の小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○坂口委員 所属団体名で、札幌高齢・退職者団体連合となっておりますが、ご訂正をいただきたいのですけれども、ことしの10月30日の総会で札幌高齢が札幌地区となって、団体がなくなって、札幌地区退職者連合という形になりました。そこに所属の坂口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○須田委員 公募委員の須田と申します。よろしくお願いいたします。

○高橋委員 公募委員の高橋です。よろしくお願いいたします。

○照井委員 札幌ハイヤー協会の照井と申します。よろしくお願いいたします。

○松川委員 札幌学院大学の松川と申します。よろしくお願いいたします。

○水尻委員 札幌市手をつなぐ育成会の水尻と申します。よろしくお願いいたします。

○宮川委員 札幌市社会福祉協議会の宮川と言います。よろしくお願いいたします。

○森岡委員 おはようございます。札幌市ボランティア連絡協議会の理事を務めている森岡三恵子と言います。よろしくお願ひいたします。

○東委員 公募委員の東です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○木下委員 札幌市肢体障害者協会の木下と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○沖村委員 公募委員の沖村と申します。

音声通訳を受けていますので、耳ざわりの点があるかと思いますが、ご了承のほど、よろしくお願ひいたします。

○事務局（石原企画調整担当課長） ありがとうございます。

また、坂口委員には大変失礼をいたしました。おわびをさせていただきたいと思ひます。

### ◎資料確認

○事務局（石原企画調整担当課長） 続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

○事務局（織田事業計画担当係長） 事業計画担当係長の織田でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元にお配りしました資料の確認をさせていただきます。

まず、第9期第1回福祉のまちづくり推進会議とあります本日の会議次第、第9期福祉のまちづくり推進会議委員名簿と座席表が机の上に置いてあったかと思ひますので、ご確認ください。

次に、資料でございますが、委員の皆様事前に送付させていただいております。本日は、お持ちいただいておりますでしょうか。

お送りいたしました資料の右上に資料（1）と書かれているもので、1ページから9ページまであるものがございます。また、添付資料といたしまして、公共的施設に危険な箇所はありませんかというピンク色のリーフレットです。それから、心のバリアフリーガイドという冊子になっているものでございます。

また、説明には直接使用しませんが、参考資料としまして、札幌市福祉のまちづくり条例と札幌市福祉のまちづくり条例施行規則を添付しております。

不足している資料はございませんでしょうか。

なければ、資料の確認については以上となります。

## 2. 議 事

○事務局（石原企画調整担当課長） それでは、次第の中で議題の1番の会長、副会長の選出に入らせていただきます。

今回の会議は第9期としては最初の会議でございますので、会長と副会長を決める必要がございます。会長、副会長の選出に当たりましては、事務局長の嶋内が議長を務めさせていただきたいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（石原企画調整担当課長） ありがとうございます。

○事務局（嶋内障がい保健福祉部長） それでは、この場所から大変恐縮でございますけれども、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、最初の議題としまして、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則第12条に基づき、委員の互選によりまして会長及び副会長を選出したいと思います。

最初に、会長につきまして立候補される方、または推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

○宮川委員 会長の推薦をさせていただきたいと思います。第8期で会長を務められまして会議の経過などをよくご存じの松川委員が適任だと思いますので、推薦させていただきます。いかがでしょうか。

○事務局（嶋内障がい保健福祉部長） ただいま、宮川委員から会長に松川委員を推薦するというご意見がございました。そういう方向でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（嶋内障がい保健福祉部長） ありがとうございます。

それでは、会長につきましては、松川委員をお願いすることを承認される方は、改めて拍手をお願いいたします。

（賛成者拍手）

○事務局（嶋内障がい保健福祉部長） ありがとうございます。

続きまして、副会長の選任に入らせていただきますけれども、同じく立候補される方、または推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

○松川会長 副会長ということで、これまで福祉のまちづくり推進会議に長く携わってこられて、その経験と知見をお持ちである札幌市身体障害者福祉協会の会長でもある浅香委員をお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（嶋内障がい保健福祉部長） ありがとうございます。

それでは、今、松川会長からご意見がございました。副会長につきましては、浅香委員をお願いすることを承認される方は、改めて拍手をお願いいたします。

（賛成者拍手）

○事務局（嶋内障がい保健福祉部長） ありがとうございます。

それでは、松川委員、浅香委員には、大変恐縮でございますけれども、前の席に移動していただきますようお願いいたします。

以下、新会長、副会長に進行を進めていただきます。

〔会長、副会長は所定の席に着く〕

○事務局（嶋内障がい保健福祉部長） それでは、新会長、副会長に一言ずつご挨拶をいただきまして、以降の会議の進行をよろしくお願ひいたします。

○松川会長 それでは、ただいま皆さんからご推薦をいただきまして、第9期の会長を務

めさせていただくことになりました松川です。改めて、よろしくお願いいたします。

私は、第6期からこの推進会議の委員を務めさせていただいておまして、毎回、皆さんから非常に貴重なご意見をいただきながら、大変有意義な会議を進めてこられたのではないかと感じております。

第9期におきましても、ぜひ皆さんから積極的なご意見をいただいて、札幌市のよりよいまちづくりに貢献できるよう進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○浅香副会長 松川会長より副会長の推薦をいただきました浅香と申します。

私も、前任の会長から会議の委員を引き継いでから7年ほどになります。いつも重要な会議だと思っておりますけれども、ご存じのように、来年4月に障害者差別解消法が施行されるに当たって、より一層、今までにも増して重要な会議になると私も思っておりますので、松川会長をバックアップして審議に努めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○松川会長 それでは、審議に入っていきたいと思っております。

きょうは、第9期の最初の会議でもありますし、本日、出席の委員の中で新たに委員に就任された方が9名ほどいらっしゃるかと思いますので、まずは、福祉のまちづくり関連法令等、この会議のこれまでの審議内容などについて、事務局から説明をお願いしたいと思います。

議題は、次第にある(2)福祉のまちづくり関係法令・条例等の制定経過と内容について、(3)福祉のまちづくり推進会議の審議内容についてになります。よろしくお願いいたします。

○事務局（織田事業計画担当係長） 事業計画担当係長の織田でございます。

まず初めに、福祉のまちづくりの関係法令・条例等の制定経過と内容、福祉のまちづくり推進会議の審議内容についてご説明いたします。

前回に引き続きの委員の皆様、また、バリアフリーについて既に十分理解されている委員の皆さんには少し長い説明となりますが、ご理解をお願いいたします。

また、今回、初めて委員になられた皆様には、この後、福祉のまちづくりについてのより詳しい説明や資料が必要となりましたら、いつでも事務局宛てにご連絡いただきますようお願いいたします。

それではまず、資料(1)の福祉のまちづくり関係法令・条例等の説明経過と内容についてご説明いたします。

1ページから4ページまでの内容になります。

この資料では、国の法令、道、札幌市の条例制定と基本構想策定の経過を時系列で整理いたしましたので、法令、条例等の目的とその主な内容について説明してまいります。

また、制定策定の主体につきましては、制定年月の後ろに網かけでそれぞれ、国、道、市と記載しております。

まず、札幌市では、高齢者や障がい者の社会参加を促進するため、市民が利用する施設の整備方針を示し、公共建築物の整備を進めることを目的として、昭和56年1月、札幌市福祉のまちづくり環境整備要綱を制定いたしました。こちらは、平成5年に改正しております。

その後、本格的な高齢社会の到来を迎えて高齢者や障がい者等の自立と積極的な社会参加を促すため、国は平成6年6月にハートビル法を制定いたしました。高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律が正式名称になります。

この法律は、特定建築物、これは不特定かつ多数のものが利用する建築物のことを言いますが、これにおいて、高齢者や身体障がい者等が円滑に利用できるような整備を促進することを目的としております。

ハートビル法は、平成14年に改正されまして、平成18年のバリアフリー新法の施行に伴い、廃止されました。

次に、北海道では、平成9年10月に北海道福祉のまちづくり条例を制定いたしました。この条例は、平成15年8月に改正されています。北海道福祉のまちづくり条例と札幌市福祉のまちづくり条例の施設整備基準につきましては、札幌市内では札幌市の条例が優先されることとなります。

次に、札幌市は、ソフト面の施策も視野に入れた独自の福祉のまちづくりを市、事業者、市民が協力、連携して総合的に進める必要性から、平成10年12月に札幌市福祉のまちづくり条例を制定いたしました。

この条例は、障がいのある方や高齢の方を含め、全ての市民が安心して快適に暮らし、みずからの意思で自由に行動し、あらゆる社会活動に参加できる福祉のまちづくりを推進し、全ての人に優しいまちにすることを目的としております。

条例では、市、事業者、市民の役割と相互の協力と連携や福祉のまちづくりのための基本的施策を定めており、福祉のまちづくり推進会議もこの条例の中で定めております。

さらに、多数の人が利用する公共的施設について整備基準を定めておりまして、公共的施設の新設等においては市に事前協議が必要とされています。

この条例は、障がい福祉課が所管しているところでございますが、事前協議や適合証、表示板の交付など、整備基準の実際の運用は札幌市の都市局建築指導部が行っております。この条例は平成17年12月に改正しております。

参考資料として、福祉のまちづくり条例と施行規則を添付しております。お時間があるときに目を通していただきたいと思います。

次に、資料の2ページになります。

平成12年5月に、国は交通バリアフリー法を制定いたしました。これは、正式には高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律と言います。

この法律は、高齢者や身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全

性の向上の促進により公共の福祉の増進を図ることを目的としております。

平成6年に施行されたハートビル法が建築物のバリアフリーの促進を目的としているのに対し、交通バリアフリー法は、公共交通機関及び移動経路のバリアフリーの促進を目的としている法律です。この交通バリアフリー法は平成18年のバリアフリー新法の施行に伴い廃止されております。

続きまして、平成15年4月に、札幌市では、交通バリアフリー法の施行に伴いまして、公共交通を中心としたバリアフリー化をさらに促進することを目的として、札幌市交通バリアフリー基本構想を策定いたしました。

策定に当たりましては、学識経験者、交通事業者、高齢者団体、身体障がい者団体等で構成される札幌市交通バリアフリー基本構想策定協議会において意見を聞いて策定を行いました。

また、基本構想では、都心地区、副都心地区、麻生地区の3地区を重点整備地区として選定し、移動円滑化整備基本方針を定めました。

平成16年に基本構想の実現に向けて公共交通事業者、道路管理者、公安委員会などの各事業者が策定した特定事業計画を札幌市交通バリアフリー特定事業計画として集約し、計画に基づきバリアフリー化を進めました。

一方、国では、平成18年6月にバリアフリー新法を制定いたしました。これは、正式には高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律と言います。

ハートビル法では建築物のバリアフリー化、交通バリアフリー法では公共交通機関及び移動経路のバリアフリー化を進めていましたが、その対象範囲は限定されておりました。

そこで、この二つの法律を統合して、移動における連続的なバリアフリー化を促進するとともに、高齢者、障がい者などの移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進し、バリアフリー施策を総合的に展開することを目的として、バリアフリー新法が制定されたものです。

バリアフリー新法では、身体障がい者のみならず、知的、精神、発達障がい者など、全ての障がい者が対象になったこと、これまでの建築物、公共交通機関及び道路に路外駐車場、都市公園、福祉タクシーを追加したなど、対象者と対象施設の拡充のほか、対象エリアを旅客施設を含まない地域にまで拡充いたしました。バリアフリー新法は、国土交通省が所管をしているものでございます。

次に、3ページの中段になります。

平成21年3月に、札幌市では前日のバリアフリー新法の施行に伴い、重点整備地区の拡充とバリアフリー化の対象施設の拡大を図り、重点的かつ一体的にハード、ソフトの両面から市民の生活環境のバリアフリー化を着実に推進することを目的といたしまして、新・札幌市バリアフリー基本構想を策定いたしました。

新基本構想の策定に当たっては、第5期の福祉のまちづくり推進会議の専門部会として、第2次札幌市バリアフリー基本構想検討部会を設置いたしまして、策定までの検討を行い



ました。

また、新・札幌市バリアフリー基本構想では、市内53地区を重点整備地区として選定し、バリアフリー化の基本方針を定めています。

平成22年に、札幌市では、新・札幌市バリアフリー基本構想の実現に向けて、各施設管理者が作成した特定事業計画を新・札幌市バリアフリー特定事業計画として集約するとともに、53地区の中で20地区を優先度の高い地区として設定いたしました。札幌市の新・札幌市バリアフリー基本構想は、市民まちづくり局総合交通計画部が所管しております。

平成23年3月にバリアフリー新法の基本方針の全部が改正されまして、平成18年制定当時の目標年次であった平成22年末の目標を新たに平成32年度末に設定したところです。

次に、平成24年12月に、地域分権改革に係る第二次一括法により地方公共団体では、道路、公園、それぞれについてバリアフリー条例を制定することになりました。

道路につきましては建設局土木部道路課が札幌市道路バリアフリー条例を、そして、公園につきましては環境局みどりの推進部みどりの管理課が札幌市都市公園条例の改正を行っております。

4ページになります。

平成27年3月に札幌市では新・札幌市バリアフリー基本構想の見直しを行いました。前回の基本構想の策定から6年が経過し、バリアフリー新法や札幌市の上位計画、関連計画と整合性を図りながら、基本構想の見直しを行いました。見直しに当たりましては、第8期の福祉のまちづくり推進会議の専門部会として、新・札幌市バリアフリー基本構想見直し検討部会を設置し、検討を行いました。

まず、福祉のまちづくり関係法令・条例の制定経過の内容については以上になります。

続きまして、資料(2)の5ページに移ります。

こちらにつきましては、第1期から第8期までの福祉のまちづくり推進会議の審議内容について説明いたします。

こちらは、資料の5ページから6ページになります。

札幌市は、平成10年12月に福祉のまちづくり条例を制定いたしまして、平成11年6月から施行しておりますが、条例の第29条に規定されている福祉のまちづくり推進会議は、平成11年9月に発足したものでございます。

当推進会議は、福祉のまちづくりの推進に関する重要事項を調査、審議するため設置するものとされておきまして、任期は2年で、現在までに第1期から第8期までを設置したところでございます。

まず、第1期の推進会議ですが、平成11年9月に設置し、条例の第7条におきまして福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針である福祉のまちづくり推進指針を策定することとされていることから、第1期では、札幌市

福祉のまちづくり推進指針検討部会という専門部会を設置いたしまして、札幌市福祉のまちづくり推進指針策定までの検討を行いました。

札幌市福祉のまちづくり推進指針は、札幌市が目指すまちづくりのイメージや実現するための課題、行動目標、取り組みを示すとともに、市民、事業者、行政の役割を整理しておりまして、いわばソフト面に重点が置かれた内容となっております。

この指針の内容と検討経過につきましては、詳細がホームページに掲載されておりますので、時間がございましたらご一読いただければと思います。

第2期の推進会議では、二つの専門部会を設置しております。福祉のまちづくり賞選考部会においては、平成13年と平成14年にまちづくり賞の選考と表彰を実施いたしました。

平成15年度から北海道が実施している福祉のまちづくりコンクールが内容を変更いたしまして、札幌市の福祉のまちづくり賞と重複するようになったことから、以後、札幌市独自の福祉のまちづくり賞の表彰は実施しておりません。北海道の福祉のまちづくりコンクールの後援をしているところでございます。

また、施設整備事例集検討部会では、平成14年4月の施設整備事例集発行までの検討を行いました。この事例集には、整備基準施行後の2年間に条例に基づき適合証もしくは特定適合施設表示板の交付を受けた施設の中から優良整備施設を掲載しています。この事例集の内容についてもホームページに掲載しておりますが、平成17年の条例改正等によって現在の条例に適合しない内容が掲載されている部分があるところでございます。

第3期の推進会議では、福祉のまちづくり条例改正検討部会という専門部会を設置し、平成17年12月の条例改正までの検討を行いました。大きな改正点は建築物の整備基準ですが、5,000平米以上の建築物の車椅子使用者トイレの一つ以上をオストメイト対応すること、それから、2,000平米以上の建築物のトイレに乳児用椅子または乳児用ベッドを設置することなどでございます。

第4期の推進会議では三つの専門部会を設置しております。バリアフリー情報検討部会では、平成19年4月のさっぽろお出かけバリアフリーガイド、心のバリアフリー部会では平成19年4月の子ども向け教材のバリアフリー大研究、冬のバリアフリー部会では、平成19年3月の冬期の生活に関する意識調査結果報告書の作成、発行までの検討を行いました。これらの内容につきましても、ホームページに掲載されております。

第5期の推進会議では、二つの専門部会を設置しております。第2次札幌市交通バリアフリー基本構想検討部会では、平成21年3月策定の新・札幌市バリアフリー基本構想の検討を行いました。優しさと思いやりのバリアフリー検討部会では、第5期、第6期の2期にわたって、従来の数値化したバリアフリー基準のみに頼るのではなく、優しさと思いやりの視点に立ち、人の目や感覚に基づく新たな取り組みを検討していきました。

第5期の平成21年8月には、一旦、優しさと思いやりのバリアフリーについてという報告書を作成しています。

6 ページに移ります。

第6期の推進会議では、優しさと思いやりのバリアフリー部会を設け、平成22年9月の優しさと思いやりのバリアフリーに関する要綱、公共的施設のバリアフリーチェックシステム実施要領、そして、危険施設等通報システム運営要領の制定と優しさと思いやりのバリアフリーのシステム運用開始までの検討を行っております。

また、部会委員が平成22年度と平成23年度の公共的施設のバリアフリーチェックを視察し、部会と推進会議でその検証も行いました。

第7期の推進会議では二つの専門部会を設置しております。優しさと思いやりのバリアフリー部会につきましては、部会委員が平成23年度と平成24年度の公共的施設のバリアフリーチェックの視察をし、部会と推進会議でその検証を行いました。心のバリアフリー部会では、心のバリアフリーガイドを作成し、平成25年8月に発行いたしました。第8期の推進会議では、優しさと思いやりのバリアフリー部会と新・札幌市バリアフリー基本構想見直し検討部会の二つの専門部会を設置しております。

それでは、直近の第8期推進会議につきましては、その審議内容を少し詳細にご説明いたします。

任期は平成25年9月1日から平成27年8月31日でございます。資料は、7ページ、8ページの二つになります。

第8期推進会議の審議内容につきましては、全体会議、専門部会に分けて時系列に会議の議題について、また、部会委員が視察したバリアフリーチェックについては、その内容を記載しておりますので、順番に説明させていただきます。

まず、全体会議は平成25年10月30日に第1回の福祉のまちづくり推進会議、いわゆる全体会議が開催されました。議題は、会長、副会長の選出、関係法令、条例の制定経過と内容、推進会議の審議内容、4番目に推進会議の検討事項及び専門部会の設置についてということで審議しております。

2回目は1年後の平成26年10月30日に、3回目は平成27年3月17日に、それぞれ専門部会からの報告を行っております。

次に、専門部会ですが、新・札幌市バリアフリー基本構想見直し検討部会は平成25年11月26日に第1回の部会が開催されまして、議題は、部会長、副部会長の選出、部会名の決定、2番目として検討部会の役割と基本構想の概要、3番目としてこれまでの取り組みについてでした。

第2回は平成26年3月4日、第3回は5月23日、第4回は7月25日、第5回は9月26日、第6回は12月1日、第7回が27年2月2日に開催されまして、議題について検討を行いまして、全体会議にてその報告を行っているところでございます。

8ページになります。

もう一つの部会であります優しさと思いやりのバリアフリー部会につきましては、平成25年12月18日に第1回が開催され、議題につきましては、部会長、副部会長の選出、

部会の名称、バリアフリーチェックシステムについて、3番目が危険施設等通報システムについてでした。

第2回は平成26年9月4日、第3回が27年2月27日に開催されまして、部会までに行われたバリアフリーチェックの実施状況などについて報告や検証が行われました。

次に、バリアフリーチェックについてです。

バリアフリーチェック自体につきましては、後ほど詳しく説明いたしますが、優しさと思いやりのバリアフリー部会委員が視察者として参加して、部会においてその検証を行っております。

平成25年10月3日に白石区複合庁舎等整備事業のバリアフリーチェックを実施しましたが、第8期の会議開催前でしたので、部会委員は出席をしていないところでございます。

平成26年2月17日に厚別駅自由通路苗穂駅周辺地区整備について、バリアフリーチェックを実施し、部会委員10名が視察をいたしました。平成26年5月23日に基本構想見直し検討部会との合同開催で、札幌市歩道バリアフリー整備事業のバリアフリーチェックを実施し、部会委員6名が視察をいたしました。平成26年6月5日に円山公園改修工事のバリアフリーチェックを実施して、部会委員の6名が視察をいたしました。8月12日は、(仮称)市民交流複合施設整備のバリアフリーチェックを実施して、これも部会委員の6名が視察を行ったところです。それから、26年11月17日に保養センター駒岡の改修工事のバリアフリーチェックを実施し、部会委員の7名が視察をしたところです。27年1月26日には月寒公園の再整備工事のバリアフリーチェックを実施し、部会委員の6名が視察をいたしました。27年6月23日に中央体育館の改築事業、苗穂駅周辺地区整備事業のバリアフリーチェックを実施しまして、これは部会委員の6名が視察をいたしました。

第8期の福祉のまちづくり推進会議の審議内容については以上となりますが、第9期の今後の審議内容の参考としていただきますようお願いいたします。

第1期から第8期までの推進会議の主な審議内容については以上でございます。

○松川会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局からこれまでの経過について説明をいただきました。何かご質問などはございますでしょうか。

きょうは、これまでの経過を踏まえて第9期の審議内容について検討するということが中心的な課題になるかと思えます。質問等はよろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松川会長 ないようでしたら、次の議題に入っていきたいと思えます。

今後の推進会議の検討事項及び専門部会の設置についてです。まず、今後の検討事項について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(織田事業計画担当係長) 事業計画担当係長の織田でございます。

それでは、今後の推進会議の検討事項についてです。

9ページの資料（3）になります。

まず、一つ目として、平成22年度9月に制度が開始いたしました優しさと思いやりのバリアフリーにつきましては、今後も推進会議の中で公共的施設のバリアフリーチェックシステムと危険施設等通報システムのそれぞれのシステムについて意見をいただきながら検証することが必要と考えております。

資料（3）をごらんください。

この二つのシステムについてご説明いたします。

まず、①の公共的施設のバリアフリーチェックシステムにつきましては、従来の数値化されたバリアフリー基準のみに頼るのではなく、人の目や感覚に基づく新たな取り組みとして公共的施設を整備する際に障がいのある方や高齢の方などによるバリアフリーチェックを実施して意見を求めるシステムでございます。

札幌市が行う2,000平米以上の公共的建築物の新增改築と道路、公園の整備を対象といたしまして、社団法人札幌市老人クラブ連合会と札幌市身体障害者福祉協会から推薦されましたチェック実施者がバリアフリーチェックを行っております。

また、福祉のまちづくり推進会議の専門部会委員も同行して視察を行っております。

第8期のバリアフリーチェック実施箇所は、先ほどご説明いたしましたので、ここでは省略いたしますが、8回のバリアフリーチェックを実施しまして、チェック実施者及び専門部会委員からもご意見をいただき、設計に反映しているところでございます。

続きまして、②の危険施設等通報システムは、保健福祉局に市民からの通報窓口を設けて、人の目や感覚により多くの人々が利用する公共的な建築物等における危険な箇所を早期に発見して対策を講じることにより、事故を未然に防ぐというシステムでございます。

添付資料の一つとして、公共的な施設に危険な箇所はありませんかというリーフレットをつけておりますが、制度開始の際に区役所、関係団体に配付したものでございます。

道路、公園を除く公共施設の構造、配置及び設備に関し、法令、条例等に規定する整備基準を満たしているかどうかにかかわらず、安全性を欠いたり、施設の利用者等の身体に具体的な危険をもたらす箇所等を危険施設として通報を受けるものでございます。

平成22年度の9月から3月に危険施設として判断されたものは、薄野ラフィラ地下入り口前の階段とガラスの壁です。それから、狸小路3丁目の地下街出入り口前の段差など5件となっております。

平成23年度に危険施設として判断されたものは、中央図書館外階段などの3件となっております。平成23年度の10月以降は危険施設として判断されたものはありません。ただ、システムを開始してから5年がたっておりますが、ここ数年は通報がない状態です。このシステム以外に寄せられる意見としましては、本庁舎の市民の声を聞く課や各区役所の広聴係、また、施設管理者に直接入るものがありますが、障がい福祉課に関連のないものはこのシステムには届いておりません。

また、道路や公園については区の土木センターへ連絡が直接入ります。例えば、障がい福祉課にこういった情報が寄せられたものであれば、土木センターなどへ引き継いでいるところがございます。

現在、こちらについてはホームページのみで広報しているところがございますが、年明けに広報さっぽろで、再度、周知を行いまして、この制度についてご意見をいただいてまいりたいと考えているところがございます。

以上、一つ目の検討事項についての事務局案となります。

二つ目の協議事項につきまして、概略を説明いたします。

先ほどご説明いたしました優しさと思いやりのバリアフリーにつきましては、バリアフリーのハード面についてご意見をいただくものとなっております。

ハード面が整っても、それを利用する段階で本来の目的ではない使われ方をしますと、それを生かすことができません。札幌市では、第7期福祉のまちづくり推進会議におきまして、心のバリアフリーガイドを作成して配付を行っております。添付資料として、事前にお送りいたしました冊子になります。この冊子では、障がいの特性を知り、手助けが必要な人には困っていることを理解して手を差し伸べたり、多目的トイレや障がい者用などの駐車スペースを一般の方が利用して本当に必要としている人が使えないというマナー問題などについて触れているところです。

専門部会では、冊子内容について検証を行い、今後の増刷等の際に内容の更新を行うなど、より充実した内容の検証を行いたいと考えております。

また、今年度は市民まちづくり局において障がい者用等の駐車場についてアンケートを実施しているところで、障がい福祉課にもその結果を提供してもらうこととなっておりますので、専門部会でさらに検証していきたいと考えております。

また、来年に施行されます障害者差別解消法の市民への周知などにつきましても効果的な方法についてご意見をいただければと考えております。

以上、二つ目の検討事項についての事務局案となります。よろしく願いいたします。

○松川会長 会長の松川です。

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松川会長 特にございませんようでしたら、事務局の提案のように、第9期の推進会議においては前期の検討事項に引き続いて、優しさと思いやりのバリアフリーの二つのシステムの検証、それから、心のバリアフリーガイドの検証、その中には、今、お話がありましたように、マナー問題といったソフト面の啓発について検討していくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○松川会長 ありがとうございます。

それでは、この二つの検討課題については部会を設置して検討していくことになるかと思えますけれども、専門部会の設置について、事務局から提案がありますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○事務局（織田事業計画担当係長） 専門部会の設置につきましては、今後の検討事項の中でご説明した内容に沿った二つの部会ということで考えています。

名称は、いずれも仮称となるのですが、公共的施設のバリアフリーチェックシステムと危険施設等通報システムを検証するのは（仮称）優しさと思いやりのバリアフリー部会を考えております。啓発冊子の検証やマナー問題について検討を行うものにつきましては、（仮称）心のバリアフリー部会ということで考えております。

似たような名前になりますので、部会で正式名称については違う名前になっていただいても全然構いませんので、そこは検討をよろしくお願ひいたします。

詳しい内容を専門部会において議論いたしまして、その内容を全体会議で報告していただくという流れを考えております。どちらの部会も保健福祉局障がい保健福祉部が事務局となります。

専門部会の設置についての事務局の案は以上となります。

○松川会長 、事務局から提案がありましたけれども、この二つの検討課題については、この部会の中で検討していくということになります。専門部会として（仮称）優しさと思いやりのバリアフリー部会、同じく（仮称）心のバリアフリー部会の二つを設置することによってよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○松川会長 ありがとうございます。

この部会については、推進会議の委員全員がどちらかの部会に参加していただくということになるわけですが、専門部会のメンバーの選出についてこれから検討したいと思ひます。

事務局から提案がありますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○事務局（織田事業計画担当係長） 事業計画担当係長の織田でございます。

専門部会のメンバーについて、今お話がありましたように、推進会議の委員の皆様には二つの部会のどちらかに所属していただきたいと考えております。

まず、この推進会議は学識経験者、事業者、各団体、公募委員で構成されておりますので、それぞれを半分程度に分けて、一つの部会につきましては12名前後の人数を想定しているところでございます。

選出につきましては、会長、副会長と相談の上、決めさせていただきますが、6名いらっしゃいます公募委員の方につきましては事前に二つの専門部会のどちらに所属したいかをお伺ひいたしまして、ご意見を尊重した上で調整したいと考えているところでございます。

専門部会のメンバーについての事務局の案は以上でございます。

○松川会長 今回の事務局からの説明によると、メンバーの選出は、基本的には会長、副会長、事務局で決めさせていただきたいということです。

公募委員については、事前に、いずれの部会に参加したいかをお伺いした上で決めていきたいということですがけれども、これについて、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○高橋委員 私は公募委員なのですがけれども、二つのものの特徴というか、どういうことを内容的にするのか、ある程度教えていただければ希望を述べられると思います。

○松川会長 会長の松川です。

先ほど、今後の推進会議の検討事項というところで事務局からも説明をいただいたところかと思いますがけれども、再度、事務局から説明していただけますでしょうか。

○事務局（織田事業計画担当係長） まず、優しさと思いやりのバリアフリー部会については、どちらかというところハード的なほうで、バリアフリーチェックがメインとなっております。施設につきまして、人の目や感覚に基づく新たな取り組みとして、いわゆる公共施設について障がいのある方や高齢の方の意見をもとに公共施設の設計に意見を反映してまちづくりに生かしていくということがメインとなっております。

もう一つの心のバリアフリー部会は、ソフト面を中心として、障がいに対する特性や理解促進をしていくのがメインと考えております。今までつくりました心のバリアフリーガイドという冊子もありますので、その検証をしたり、また、別の新しいものも作成して周知啓発を図っていくということも考えられますので、ハード面とソフト面の両方の部会を設置するというところを考えているところでございます。

○松川会長 ありがとうございます。

高橋委員、よろしいでしょうか。

○高橋委員 はい。

○松川会長 そういったことも参考にさせていただいて、どちらの部会に参加したいかという意向をこれから聞いていきたいと思えます。

ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○松川会長 それでは、公募委員の皆様につきましては、事前に意見をいただくということで、後日、事務局からメールあるいはファクスでどちらの部会に参加したいかという意向をお伺いするようにしたいと思います。

部会のバランスということもございますので、いただいたご意見をなるべく尊重したいと思えますけれども、それについては、事務局、会長、副会長で調整させていただくということをあらかじめご了承いただければと思えます。

ありがとうございます。

最後に、今後の全体会議、部会の開催スケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。



○事務局（織田事業計画担当係長） 事業計画担当係長の織田でございます。

今後の全体会議と専門部会の開催につきましては、全体会議は年に一、二回程度、各専門部会はそれぞれ年に二、三回程度の開催を考えております。

各専門部会の開催スケジュールにつきましては、まず、（仮称）優しきと思いやりのバリアフリー部会につきましては、来月の1月下旬から2月上旬ごろに部会の開催を考えております。もう一つの心のバリアフリー部会につきましては、2月から3月の間でまず1回目の部会の開催を考えております。また、第2回目の全体会議につきましては、二つの専門部会の審議状況によって開催する運びとなります。

いずれにいたしましても、各委員の皆様には開催の1カ月前ぐらいには開催案内を送付させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

今後の全体会議、専門部会の開催のスケジュールについての事務局案は以上となります。

○松川会長 会長の松川です。

ありがとうございました。

スケジュールについて、何か質問等はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○松川会長 それでは、先ほど来、繰り返しておりますけれども、実質的な検討は、これからこの二つの部会で進めていくこととなります。いずれも重要な検討課題かと思っておりますので、ぜひご意見をいただきながら十分に検討できるように皆さんの協力をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

本日用意されている審議事項は以上ですけれども、委員の皆様から全体を通して何か不明な点やご意見等はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（石原企画調整担当課長） 会長、もしご意見等がなければ、最後に1点、事務局から情報提供ということでお時間を若干いただければと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

○松川会長 よろしく願いいたします。

○事務局（石原企画調整担当課長） 事務局の石原でございます。

冒頭で浅香副会長からもお話がありましたけれども、来年4月に差別解消法が施行されます。これにかかわって、札幌市の対応について、若干、情報提供をさせていただきたいと思っております。

差別解消法の目的は、障がいのある方もない方もお互いに尊重し合いながら共生社会の実現というのが法律の目的でございます。そのために、法律の中では二つの大きなポイントがございます。一つは不当な差別的取り扱いの禁止、もう一つは合理的配慮ということです。そのほかにも、行政機関と事業所に対する取り組みが幾つか決められているところでございます。

私ども行政機関も、法で求められている措置については当然取り組んでいかなければな

らないのですけれども、この法律の運用では市民に対する周知が非常に大切であると思っておりますので、現在、私どもは、差別の解消に係る札幌市の基本的な考え方、あるいは、差別解消に向けたこれまでの取り組み、そして、今回、4月から取り組んでいく項目、また、その取り組み体制等を1冊の札幌市の対応方針という形にまとめまして、これを広く市民に周知することで、札幌市全体で差別の解消に向けた取り組みを進めていきたいと思いますという方向で、今、検討を進めているところでございます。

この対応方針につきましては、今、全庁的に検討を進めているところでございますけれども、具体的に何日になるかは未定ですが、年内には、とりあえず札幌市のホームページで公開をさせていただくとともに、年明けに市民説明会の場を設けまして、市民に説明をして意見等を聴取して最終的に確定させたいと考えております。

今、こういう状況で進めているということをご承知おきいただきたいというのが1点です。

また、法律が施行されてからになりますけれども、皆様方と相談をさせていただきながら取り組みを進めていくこともあろうかと思っておりますので、その節はどうぞよろしくお願いいたしますします。

私からは以上でございます。

○松川会長 会長の松川です。

どうもありがとうございました。非常に重要な時期かと思えます。恐らく、部会の中でもそういった話題に触れながら進めていくことになるかと思えます。

ほかにございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松川会長 ないようでしたら、きょうの議事はこれで全て終了となります。

長い時間、どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

### 3. 閉 会

○事務局（石原企画調整担当課長） 以上で第9期第1回福祉のまちづくり推進会議を閉会させていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

なお、松川会長と浅香副会長には、この後、少しお時間をいただきまして、事務局とともに部会のメンバーについての検討をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますします。

以 上